

## 提案書評価基準

受託者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

### 1 基本的な評価事項

基本的評価事項（表1）の評価項目ごとに評価を行います。

### 2 評価方法

（1）評価表の各評価項目に配分する得点は次のとおりです。

評価項目	配点	割合
1 基本的事項	18点	26%
2 事業計画	42点	60%
3 管理運営	10点	14%
合計	70点	100%

### （2）採点方法

ア 評価は各項目2点満点、各評価項目について-2点から2点（-2, -1, 0, 1, 2）の5段階評価を行うこととします。

イ 評価点を算出するにあたり特に重視する項目については、2または3を乗じることとします。

（表1 参照）

ウ 評価の着眼点は、（表2）評価の視点のとおりとします。

### （3）評価点の最も高い者が2以上あるときの対応

最も高い評価を得た事業者等が同点で複数あった場合は、あらかじめ設定している重要項目（得点を2倍・3倍する項目）のみを集計したとき、得点の高い提案を最適提案として特定します。

それでもなお、同点の場合は抽選とし、方法は次のとおりとします。

後日、評価委員会を開催し、その委員会上でくじ引きを行い、最適提案者の特定をします。

この場合において、該当者のうち、くじを引かない者があるときには、これに代えて当該プロポーザルに関係の無い市職職員にくじを引かせるものとします。

### （4）その他

ア すべての評価項目を絶対評価により採点します。

イ 15点×評価委員会委員数を最低基準点とします。最低基準点を獲得できなかった場合、受託候補者にはなれません。